

切断穿孔技能者能力評価基準

令和元年10月31日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、切断穿孔技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

ダイヤモンド工事業協同組合

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、切断穿孔技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、切断穿孔技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③切断穿孔技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する切断穿孔技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、切断穿孔工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「その他（施工）」（52）小分類「切断穿孔工」（37）とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「切断穿孔技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

切断穿孔について基礎知識を有するとともに切断穿孔の安全な施工方法を身に付け、指示を受けながら作業の補佐ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

作業手順に沿って、正確な切断穿孔ができる。指示された作業の段取り、施工手順、安全な作業が遂行でき、見習工に対する作業指示等ができる。実務3年以上のものが受講できる、厚生労働省認定切断穿孔技士資格保有者とする

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

他の技能者に対して切断穿孔を指示するなど、作業管理、品質管理、工程管理、及び安全管理ができる。中堅以下の技能者に対する指揮・指導等、人間関係の調整等ができる。

職長・安全衛生責任者教育を受講済の者とする。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）で、全行程の把握・管理を行い、元請事業者や他職種との調整を行うことができる。適正配置による効率化と統率ができ、優秀な技能・技術を有し、施工方法等の提案・調整ができる。

登録切断穿孔基幹技能者または、優秀施工者国土交通大臣顕彰の表彰を受けた者とする。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「その他（施工）」小分類「切断穿孔工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

就業日数については、切断穿孔等の熟達した能力、技術の進展に合わせた知識と提案力を身につけるためには、十分な経験が必要であることから、登録切断穿孔基幹技能者講習の受講要件（10年以上）を踏まえて設定する。

保有資格については、それぞれ次の考え方に基づいて設定する。

- ・登録切断穿孔基幹技能者（高度な技能・技術を有し、他との連絡・調整ができマネジメント能力が優れた技能者である）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰（20年以上の実務経験を有し、技術・技能が優れているとともに、常に技術開発・施工の合理化、後進の指導・育成に努める

など、工事施工に関して総合的な能力を有する技能者である)

職長としての就業日数については、他との調整能力、指導・統率力を発揮しながら職長として現場で実際に従事した経験が必要であることから、登録切断穿孔基幹技能者講習の受講要件（職長経験3年以上）を踏まえて設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録切断穿孔基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2)の②及び(3)の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数については、現場施工以外に部下の統率・指導する経験年数を鑑みて6年以上とする。

保有資格については、職長・安全衛生責任者教育を受講することにより、職場秩序の維持に努める規律性と職責を全うする責任感を取得できる職長・安全衛生責任者教育受講者とする。

職長としての就業日数は、前文を踏まえて1年以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,290日（6年）以上であること。

② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育の資格を保有していること。

イ) (3)の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

（3）レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、工事全般の施工能力等また、資格の取得経験年数を鑑みて、3年以上とする。

保有資格については、3年以上の実務経験で受講でき、また、安全かつ正確な作業を行う知識・技術力の向上を図ることを目的とした切断穿孔技士（厚生労働省認定）資格とする。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

②保有資格

切断穿孔技士の資格を保有していること。

（4）レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、切断穿孔技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

切断穿孔技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録切断穿孔基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているも

のと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録切断穿孔基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,290日(6年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・切断穿孔技士 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可